

第3回

新市建設計画作成等小委員会会議録

平成15年10月8日（水）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第3回 新市建設計画作成等小委員会

○日 時 平成15年10月8日(水) 午後4時00分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

○出席委員(14名)

委員長	丹羽 厚詞	尾西市長	副委員長	山口 昭雄	木曾川町長
委員	谷 一夫	一宮市長	委員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
〃	浅田 清喜	尾西市議会議員	〃	川合 正高	木曾川町議会議員
〃	豊島 半七	一宮市学識経験者	〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者
〃	吉田 弘	尾西市学識経験者	〃	上田 芳敬	尾西市学識経験者
〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者	〃	杉本 尚美	木曾川町学識経験者
〃	神藤 浩明	学識経験者	〃	古池 庸男	学識経験者

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 提案事項

協議新市第3号 新市の事務所の位置について(協定項目4)

協議新市第4号 地域審議会の取扱いについて(協定項目6)

(2) 合併に係る基本的事項について

①合併の方式について(協定項目1)

②新市建設計画に係る事項について(協定項目25)

(3) その他

・今後の新市建設計画作成等小委員会開催日時について

3. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「第3回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 新市建設計画作成等小委員会」を開催いたします。

本日のご出席状況でございますが、神藤委員さんが少し遅れるとの連絡が入っておりますけれども、委員総数14名のうちご出席予定14名となっており、小委員会規程第6条第2項の規定により開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、委員の皆様には、既にお気づきとは存じますが、事前にお送りさせていただきました資料、「次第」の日時欄に誤りがございました。平成15年10月8日、木曜日となっておりますが、正しくは10月8日、水曜日でございます。この場をお借りいたしまして、お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

なお、本日傍聴の皆様にお配りさせていただきました資料につきましては訂正済みでございます。

それでは丹羽委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

それでは、皆様こんにちは。本日はご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど、ちょっと谷市長さんともお話ししてたんですが、実は、今日のお昼、ある講演会に行っておりまして、その中で、雪が溶ければ何になるかという話で、「雪が溶ければ水になる」というのが一般的な考え、私も工学部出ですので、当然そういうふうを考えてしまう。それは説得であると、「雪が溶ければ春になる」、そういった発想も非常に大事である。それは本当に私もしみじみと感じまして、合併協議においても、そういった多方面での考え方、そういったものも必要かなと感じたわけでございますが、本日は16時から開始ということでありまして、場合によっては、もちろん18時を回ることもあるかと思えます。ですが、しっかりと協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、早速ではありますませんが、議題1、提案事項に入らせていただきます。

協議新市第3号「新市の事務所の位置について」、協議新市第4号「地域審議会の取扱いについて」でございますが、それぞれの項目につきましては、第1回、第2回を通じて、基本的な方向性についてはご了解いただいていると理解しております。その内容を事務局にて明文化したものが今回の提案となっております。

そこで、本日は事務局からの説明の後、提案内容についてご協議いただき、必要な修正を加えた上で各市町へお持ち帰りいただき、次回、小委員会としての意見を決めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、協議新市3号「新市の事務所の位置について」を議題といたします。

事務局から説明を願います。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

お手元に配付させていただきました次第、はねていただきまして1ページでございます。協議新市第3号、新市の事務所の位置について、協定項目第4号でございます。調整方針を読ませていただきます。

新市の事務所の位置は、現在の一宮市役所の位置、一宮市本町2丁目5番6号とする。

現在の一宮市役所を一宮庁舎、尾西市役所を尾西庁舎、木曾川町役場を木曾川庁舎と呼称すると書かせていただきました。先ほど委員長からお話がありましたように、第2回までで事務局から資料をお示しし、ご議論いただきました。各委員におかれましては、概ねその事務局案といえますか、次第によってご了解いただいたというふうにご考えまして、この調整方針案を提案させていただきました。

先ほど読み上げました前段の部分は、前が一宮市役所を本庁舎とするということをお示しているものでございます。後段の「現在の」というところからは、2市1町の今現在の庁舎を使いながら分庁方式をとることを表したものでございます。

ちなみに、2ページの方でございますが、分庁方式の場合の先進地の書きぶりを示させていただきました。例えば、一番上段、千曲市でございますが、新市の事務所の位置は、現在の更埴市役所の位置とする。現在の更埴市役所を更埴庁舎、戸倉町役場を戸倉庁舎、上山田町役場を上山田庁舎と呼称するということが、概ね私どもの方の提案させていただいた表現と同じであるということがおわかりいただけると思います。

瑞穂、東かがわ、西東京と例を挙げさせていただきましたが、後ほどご覧いただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいま説明のありました新市の事務所の位置については、前回、交通条件、地理的条件、現庁舎の収容能力、人件費削減効果、事務効率性等さまざまな観点から、2市1町にとっては、現一宮市役所を本庁とする分庁方式が、最も現実的な事務所の設置方式であることが確認されておりますので、その場合における新市の事務所の位置についての調整方針案を提案させていただいたわけですが、

説明にもありましたように、前回までの協議のポイントでありました窓口事務等の業務内容、各庁舎に配置される部署につきましては、組織の細部の内容となりますので、当小委員会の意見を総務文教小委員会に伝え、協定項目「事務組織及び機構の取扱い」の協議に委ねたいと考えております。

それでは、この新市の事務所の位置についての調整方針案について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。はい、どうぞ。

○山口 昭雄副委員長

配置される部署については、ここでは議論をせずに、総務文教委員会の方に委ねるということになりますか。

○丹羽 厚詞委員長

そういう形でありますけれども、お話の中で委員さんにご意見があれば、それは総務小委員会の方に伝えるということで取り扱わせていただきます。

○山口 昭雄副委員長

本来は、ここでは庁舎のキャパを優先的に考えて、そこにどんなものがあてはめられるかということだけを例として示しておけばいいかと思いますが、できることなら、総務文教の方の権限にかかわるようなことは言ってはいけないかもしれませんが、教育委員会を木曾川庁舎にというようなことを私自身としては提案をしてきましたが、キャパの問題だけで考えますと、そのほかに商工、観光という案もあるということでしたが、うちの町の実情、地域の実情等から、やはり希望どおりに教育・文化の関係の拠点になっていきたいという気持ちがありますので、それだけ伝えておきます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいまの意見は小委員会の方にもお伝えさせていただきます。

そういったご意見でも結構でございます。もし何かありましたら。はい、どうぞ、上田委員さん。

○上田 芳敬委員

すみません。分庁方式にすることに関して何ら異議はございませんが、先だってからすぐ気になっているところがあるんですが、一宮の庁舎が、前回の資料によりますと建て替えの必要性ありと、耐震性、老朽化の問題ということも書いてあるんですけども、これ、この場で話しをする内容か、ちょっとわからないんですが、未来永劫この本庁舎をこのような状態にしていくと、いいのかなという疑問があるんですけど、それはこの場で話す内容なんですかね。それとも、逆にこの場でそういった方向性を示すべきものじゃないかなとは思うんですが。

○丹羽 厚詞委員長

当然、ただいまのことについても、将来的には、ある程度考え方の中に入れていかなければいけないことだと思いますし、それについては私からは情報はございません。もし事務局の方で何かありましたら。

○伊神 正文事務局課長

前回、この本庁方式をとれないという理由で、今一宮市役所を本庁とした場合の収容能力で限界があるから分庁方式をとらざるを得ないというような説明を申し上げました。それで、もちろん今おっしゃったように、一宮市庁舎もかなり老朽化しておりますので、建てかえをしなければいけない時期には来ていると思いますが、そのときにもご説明いたしましたように、土地から、建物からという、約200億ぐらいの費用がかかるということで、今現状の段階では、なかなか現実的な話ではなかろうかなというふうに思います。

しかしながら、その将来を見越して、今の庁舎のままでいいというわけではありませんので、私どもが考える方策といたしましては、新市の建設計画の中に、10年間でできるかどうかは別にいたしまして、新しい庁舎の建設の検討といったことを書き加えるというようなことが、今我々が考えられるべき手段かなというふうに考えております。よろしくお

願ひ申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。

私ども首長同士で話をしたときでも、やはりこのあくまでも特例債があるから庁舎も今のうちに造ってしまおうという考えではなく、やはりしっかりと計画を立てて、そういったことは考えていかなければならない、新市の体制をとってから、そういったことは考えていくべきではないかと思つて、これは私個人の意見かもしれませんが、思つております。ほかにございますでしょうか。はい。

○浅田 清喜委員

財政計画の作成をされていかれるときに、やはり市庁舎の考え方も、そこでたたき台を出されていかれた方が、私もきのう、尾西市の総務委員会で決算をやりましたとき、この地震の問題、これだけ大きくなつておりますときに、耐震性の危険性が言われておるとき、本当はこの財政計画の中でそういうものを少ししておいていただかないと、尾西市でいいますと、今度新しい方は耐震がしっかりしてますから、まず潰れることはありませんけど、市長室や議長室、議会がおおところは全部間違いなく潰れるという計算をしておるわけですが、それは昭和30年に建てた建物ですから、そう耐震性がいいということはないものですから、こういう財政計画を見直されるどころ、つくられるときに、どうかということも、どこかで明記された方がいいのかなという気もしております。それは当然財政的なことも考えてのことでしょうからね。お願いをしておきたい。

○丹羽 厚詞委員長

将来どうするかにつきましては、今もいろいろなご意見がございました。そういったことで、これについては、新市の建設計画でもう一度お考え、皆様方からお聞きしながら進めていくということで、新市の事務所に位置についてということについては、皆様方もご異議がないかと思ひますが、どうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

それでは、ご意見、ご質問も尽きたようでございます。

この協議新市第3号「新市の事務所の位置」については、先ほど申し上げましたように、本日の調整方針(案)を各市町にお持ち帰りいただき、関係諸方面のご意見を集約していただいた上で、次回、小委員会としての意見を決めてまいりたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、協議新市第4号「地域審議会の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

恐れ入ります。次第の3ページ、4ページをお願い申し上げます。資料2でございます。協議新市第4号、地域審議会の取扱いについて、協定項目第6号でございます。調整方針を読ませていただきます。

尾西市及び木曾川町の各区域に、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会を設置する。

設置については、別紙「地域審議会の設置等に関する協議」のとおりとする、と書かせていただきました。

これについても、2回の協議を通しまして、この地域審議会の設置について大きなご異論もなかったというふうに判断いたしまして、この調整方針案を掲げさせていただきました。

4ページには、この地域審議会の取り扱いに関する先進地の書きぶりを示させていただきました。若干相違はありますけども、概ね似たような表現になっていようかなというふうに思っております。

はねていただきまして、5ページをお願い申し上げます。

「地域審議会の設置等に関する協議」とさせていただきます、第1条から第12条までの条文をつけさせていただきます。これについては、廃置分合と申しますか、その合併の議決を議会でお認めいただくときに、あわせてその地域審議会の設置についても議案を上程するというようになっておりますので、その際に添付する資料ともなり得るものというふうにご理解を賜りたいと存じます。

まず、第1条、設置ということで、合併前の尾西市及び葉栗郡木曾川町の区域ごとに地域審議会を置くということを1条で謳っております。

2条といたしまして、名称と所管区域は、尾西地域審議会を合併前の尾西市に属する区域を所管区域とすると。それから、木曾川地域審議会を同じく木曾川町に属する区域ということで書かせていただいております。

第3条の所掌事項といたしまして、(1)の新市建設計画の変更に関する事項、あるいは(2)の新市建設計画の執行状況に関する事項等を協議、市長の諮問に応じて審議し、答申するというものを謳っております。(3)の地域振興のための基金の活用に関する事項については、これは基金を今後設置するか否かにかかわってまいりますので、設置するとなれば、こういった項目の検討事項となるということでございます。(5)といたしまして、その他市長が必要と認める事項とさせていただきます。

第4条では、それぞれ審議会の委員の数を10人以内とさせていただきます。

2項におきまして、その委員は、公共的団体の役職員、あるいは学識経験者、公募により選任された方で構成するとさせていただきます。公募による委員については3人以内というふうに限定させていただきます。

あと、5条、6条、7条といきまして、設置期間といたしまして、第10条「審議会の設置期間は、17年〇〇」となっておりますので、これは、先般ご審議いただきましたように、17年3月を目途とするということは決定させていただきましたが、具体的日にちはまだこれからということでございますので、伏せ字になっておりますが、概ね10年間ということで、27年3月31日までとするということで、10年間の審議期間だというふうにここで明記をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

はい、ただいま説明がありました。

地域審議会の取り扱いについてのご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。はい、どうぞ。

○杉本 尚美委員

地域審議会についてなんですけれども、これは尾西と木曾川にのみ置かれるということで、しかも移行期間ということで、10年という期限つきのものであるということに、私はちょっと疑問を抱いているんですけれども、前回の委員会の中で、地域内分権、自治内自治という言葉を私何度も使いましたが、それについて説明する機会がありませんでしたので、私の考えを少しここで述べさせていただきたいと思います。

まず、まちが大きくなる、そして発展していく、未来、魅力あるまちに発展していくためには、やはり小さな単位である地域が同じように魅力ある地域であり、そして発展していく要素をたくさん持つ地域でなければいけないと思います。

それで、大きなまちになると、小さな自治がより重要になるんじゃないかと思うのは、小さな自治を持たないその新市、あるいは自治体というものは、住民をサービスの受け手としかとらえていないということになるのではないかということを考えてまして、それは、効率的には非常に、組織、行政側からしましたら非常にやりやすいやり方だとは思いますが、住民自治の観点からは、これは市町村合併というものを必ず補完していくべきものであると思いますので、この小さな自治というものを大切にしていく必要があると思います。

それで、その小さな自治の始まりというものについて、私は合併を機会に、地域審議会というものに注目すべきだと思います。そして、将来的にこの地域審議会が、そうした地域の小さな自治を担っていくということを考えますと、この地域、ここで書かれています地域審議会が10年という期限つきの諮問機関であるということに少し疑問を抱きまして、もう少し期限のない、将来発展していく小さなその地域の自治がきちんとした形で機能していくような形で、地域審議会を考えていかなければいけないんじゃないかなということを考えています。つまりは、期限つき諮問機関以上の役割を、この今我々は考えていかなければいけない、地域審議会というものに付加させていかなければいけないんじゃないかなということを考えています。

それで、少し話が飛びますけれども、イギリスにおきまして、1990年代から市民陪審制度というのが導入されてまして、これは、イギリスのその市民たちが政治に対する関心が非常に低くて、それを打開するための一つの方策としてブレア政権が立ち上げたものということを言われていますけれども、これは議論の多い政策テーマに関して、市民を直接その政治の意思決定過程に巻き込んでいこうという、そういうシステムなんですけれども、平たく言えば、直接民主主義に根差した考え方だと思いますが、

この市民陪審制度という考え方は、私が地域審議会にいろんな役割をもう少し付加させ

たらいいんじゃないかという考えの一番もとになっているものなんですけれども、この90年代からずっとやってきまして、イギリスでは政治の透明性を高めることができたとか、あるいは地方自治体、住民コミュニティのその連携ですね、パートナーシップが生まれたという評価が非常に高く、注目するに値するものなんじゃないかなということを思います。

日本国内でも、今まで合併をやってきた市町村ですね、これで2つ私注目してみた合併があります。一つは、島根県西部の浜田市・那賀地域の合併なんですけれども、ここは浜田市というまちが人口的に非常に突出してしまっていて、4万7,000いて、そのほか那賀地域という地域が1万2,000、全部人口合わせると5万9,000という合併なんですけれども、これも浜田市が突出して大きいため、ほかの町村が合併によって寂れていくんじゃないか、地域自治がなくなるんじゃないか、そういう不安がまず大きな問題としてありまして、これを解決するために、こういう協議会の中で何を考えていったかといいますと、地域審議会の枠を超えて、旧市町村単位に自治区長を置こうという申し合わせを全国初でなされたそうです。これも非常にいいやり方だなということで、私も今日紹介させていただきたいなと思って、今挙げた次第です。

ただ、この自治区長の公選というのは、現行のその地方自治法の壁があったりとか、いろんな問題が、法律の壁があって、ここのまちでは条例で導入することを模索中ということでした。

あと、もう一つ、三重県の伊賀地区の7市町村合併協議会、これもおもしろいなと思ったんですが、新市将来構想の策定作業の中で、自治協議会モデルというものをつくったんですね。これは、自治を担うのはあくまで住民であり、行政との関係を、これまでの垂直的な関係から、水平あるいは自立的な協力関係に変えていこうとするシステムの始まりです。こういった試みは、日本のこの合併、平成の大合併の中でも進められている試みでして、ぜひ我々の合併の中にも、何らかの形でこういう直接住民が政策決定に関与していくとか、地域自治というものに注目した、そういった合併をしていきたいなということを私自身思っています。

○丹羽 厚詞委員長

ただいまのご意見について、もし何かございましたら。はい、どうぞ。

○佐野 豪男委員

ちょっと端的にお聞きしますけど、尾西市と、それから木曾川町さん、一宮市は16連区ありますが、いかがになっておるのでしょうか。私はこの前のときにもそう言いましたが、一宮の場合はそれぞれ連区がございまして、町会長さん、そして連区長さんと、それで役所の方と、うまく話がいらっていると思います。

もう一点は、この前のときに浅田委員さんがおっしゃいましたように、審議会と、それから今の市会議員さんとスパークするんじゃないかと、こういうことも私懸念します。ですから余り審議会を、ここには10年とありますが、ずるずる延ばすこととか、審議会に余力を与えるということは、僕はどうかと感じます。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

今まず、木曾川町、尾西市はいかが、現状はどうですかというお尋ねもありましたので、まずそちらから。

○山口 昭雄副委員長

どうぞやってください。

○丹羽 厚詞委員長

尾西市の場合は、一宮市の連区制とはまた違った形、小学校単位の主な区のような形に今なっているかと思います。ですから、聞きますと、一宮市は中学校単位ぐらいの規模だと聞いておりますので、その点では少し違いがあるなというのを感じております。これを合併するに当たって、どういうふうに調整していくのか、協議していくのかというのは、ここでは申し上げませんが、そういったことは当然協議していかなければいけないところです。

ですから、今の尾西市の区の制度というのと、一宮の連区制は少し違うところがあるのではないかと。一宮の連区制というのは、もともとのその町村合併のときの大きな集まりが連区制になって、それがいわゆる今、杉本委員さんが言われたような一つの地域内自治が、お祭りですとか、いろいろな地区の行事ですとか、そういうことがやられているものだと思うんですね。だから、それはそれで、こういったシステムでも十分そういった地域の特色というのは続けられていくと思います。

それから、ここからは私の意見なんですけれども、先ほど地域内自治のことについては、あくまでもすべて別々にそれぞれが将来いくんだという考えではなく、自分はある程度の年月がたった後には、一つの大きな固まり、市として住民もお互いにそういった意識で、当然まちづくり、あるいは生活も進められていくと。これは、もちろんいろいろなパターンがありますけれども、ここの一宮、尾西、木曾川の合併については、その市の形にしても、生活圏にしても、あるいは生活状態にしても、すべてもう一つの丸でおさまる部分であると。

その中で、先ほど言いました、今までの歴史の中でのお祭りですとか商店街ですとか、そういったものは、しっかりと、これは当然住民のコミュニティ、あるいは住民の意識によって守られていくべきだと思っておりますけれども、市としては、もう心は一つになっていかなければ私は逆にいけないと思っている考えですので、審議会というのは、そこが一つになるまでのあくまでも過程であって、その中でいかにその旧地域が没することのないように移行していくかというものではないかと思っております。

○山口 昭雄副委員長

私は、今杉本委員から出された提案と、それから佐野委員の見解とを単純に比較をするのは無理があるというように思います。佐野委員のおっしゃる連区とか、今木曾川町がどうなっているかというのと、例えば木曾川町でいうと、区があつて町内会があるということなんですけど、そういったものは、これはどっちかといえば、地域を縦割りにして、行政

の運営をスムーズに行っていくための、言葉は悪いですけど便宜的な区割りであるとも言えるわけで、それに対して、杉本さんがおっしゃったのは、小さな自治、いわゆるコミュニティを一つの主体として、そういうものが連携をし合っていて、新しい自治の体制をつくっていくということだと思います。

ただ、方向でいうと、上から下への方向と下から上への方向と全く違うものだというふうに思いますので、今後ですね、そういうせっきくの合併を一つの大きなチャンスとして、全体を眺めたときに、新しい自治のあり方を考えていかないと、例えば、大きくなればなるほど、先ほど言われたとおり、それぞれの地域の自治、主体性というものが大切になってくる。

この前、我々3首長が聞いた講演でも、講師がおっしゃっていた中で興味深かったのは、市が大きくなると、つまり役所がしっかりしてくると、住民が、もう自分たちがこれまでやってきたことを放棄して、どんどんその役所任せになっていってしまうと、そういう傾向が必ず出てくるから、それを食い止めるような方法を考えなければいけないということがありまして、我々はそういうことを危惧するわけです。まあ、一宮さんは大きなまちですから、言ってみれば少し大きくなるだけだからという意識がおありでしょうけど、我々の場合は10倍にもなるというような、まさに大きな変革に今立ち向かっているわけですから。

だったら、せっきくの機会を本当に将来に向けて、いいチャンスとして考えていってはどうか。そのことについて、じゃあどうするかということになると大変ですので、まず、ちょっと質問しますが、11月の地方制度調査会の最終答申ですね、11月のいつごろになるのか、あるいは内容はどんなふうになるのか、もし何か情報がおありでしたら。

それじゃあ、尾張事務所長さん、お願いします。

○古池 庸男委員

この地域審議会が、どうしてその今回の中で言われたかということでもありますよね。それは、私から言わせれば、極めて現実的な対応の中での知恵だと思っております。それは、市町村合併を突き詰めていけば、それぞれの旧の市町がやはり歴然としてあるわけですよ。それらを一本にまとめて、その一つの市をつくり上げていくという中に、新しい市を今後どういう仕組みで持っていくかということにつながるわけでもありますね。しかし、地域審議会というのは、そうした一つの当座の新市を運営していく方策の一つであろうと思っているわけです。したがって、10年ぐらいというのはまさにそこから出てきたわけであろうと思います。

それと、もう一つは、今後将来的にわたってその市町をどういうふうに運営していくんだと。しかも、それを運営するときに、どういう仕組みを考えていったらいいかということの2つの議論が、本来なら一つであるかもわかりませんが、やはり分けて考えなきゃいけないだろうと思います。つまり、当座の市町を一つにするための手法として、その歴然としてある市町をそのまま生かしながら、緩やかに一つのものに仕上げていく方策として、10年間ぐらいはその旧市町を単位に、そうした住民の意見を聞きながら十分反

映できる仕組み、従って、そこで作り上げてきた建設計画に対して物が言える、そういう仕組みを一方ではつくと、それは必要であろうと思いますね。

だから、今日出されている協議の所掌事務というのは、まさにそういう観点から出されておると。それをまた逆に言うと、実は新市をつくったときに新市長によって覆されるものじゃない、つまり新市の市長も縛るような建設計画をつくり、それに対して物を言う仕組みをとりあえずつくっていきと、それがこの地域審議会の制度であろうと思っています。

それと、もう一つ、その未来にわたって新しい市をどういうふうに運営していくかということ、これはまさに新しい市の方で考えていただかなきゃならないことであろうと実はと思っていますね。それが自治体内組織という言葉で使ったり、あるいは地域内組織体であるというような言葉を使っておるわけではありますが、そこにまさに住民参加をどういう形でやっていったらいいのか。従来のその市町、それを逆に言うと、市町をさらに細分割した組織が要るのかどうか。それも考えて、これから市町というのを一つの行政として、行政体としてやっていく上に、この2市1町にとって、どういう組織体を深く地域に散りばめたらいいんだと。

それは、それぞれの市町が持っている伝統的、文化的な、芸術的な、いろんな歴史がありますし、行政のやり方もあります。それを踏まえて、この地域としてはどういう組織体をさらに持っていったらいいんだということは、もう一つ考えていただかなきゃいけないだろうと思っています。それがまさに杉本委員がおっしゃった地域自治であり小さな自治であろうと思っていますね。そこに住民が参加して、参加させる、それを新しい市の市政の運営のために、どういうふうに参加して、その新しい市を運営していくかという考え方であろうかと思うんですね。

それで、今国の方では、自治体内組織ということで、各地域が自らの運営を考えるときにいろんなパターンを考えております。国では、そうした自治区に対して特別公共団体としての権限を持たせるとか、あるいは一方、そうじゃない通常の行政区としてというふうな、今両極端があるわけでありましてけれども、それを今後どういうふうにしていくかということが、実はさまざま百家争鳴で各地域それぞれのアイデアを出しております。

委員おっしゃったような伊賀地域もその一つでありましょうし、その方式もその一つでありましょうし、しかし、それは、ほかの地域でそれをすべてやろうというわけじゃないと思います。その地域に応じては、その知恵を出してそういう方法でやろうということでもあります。

従って、今、調査会の方でやっていますのは、11月ごろを目途にと。というのは、その方式について2年間という一つの縛りがありましたものですから、11月ごろにいろいろその答申をして、恐らく法改正を伴う案件であろうから、それは次の国会で、多分年明けというふうに伺っていますけれども、年明けの国会にそれを上程していくということであろうかと思いますが、それは、その恐らく法改正までしてやるということは、申し上げた2つ目の恒久的な組織として市町をどういうふう運営していくかという一つの指針になろうと思っていますので、それを見ながら、この地域として、そのおっしゃっているコミュニ

テイスタイルを、小さな自治体、あるいは住民自治を、住民の意見を組み込みながらやろうとしているこの地域の市の運営をどうしたらいいかということを議論なされたらよりしかろうと思いますので。

少し地域審議会と、私自身はねらいとか、それから持っていき方とか、従って考えてる期間、スパンというものが少し違うような気がしますので、私は、ある意味では地域審議会というのは、今法の中で謳われているのは、そういうニュアンスで謳われておって、もう一つは、繰り返しになりますけども、これからのもう少し長いスパンで考えた市政をどういうふうに持っていくかということは、この地域で目標を出すべきだというふうに思います。

○丹羽 厚詞委員長

はい、どうぞ。

○山口 昭雄副委員長

まさに今説明があったことについて私は質問したわけですけどね、以前、地域振興局というような提案をさせていただいたときに、所長さんは、それは平成17年4月以降の問題だというふうにおっしゃったんですね。それに向かって、今地域制度調査会の方で審議が進んでいることについて、どんな方向が感じられるかということ、もしわかれば教えていただきたいというふうにお尋ねしたわけですが、まだそれは全くあれですか、中間答申と全く変わってませんか。

○古池 庸男委員

その部分についてはまだ表明されておりませんし、我々自身も、実は一番知りたいところであります。しかし、まだお話しできる状況にはありません。そういう情報はまだ得ておりませんので。

○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

はい。

○丹羽 厚詞委員長

はい、杉本委員。

○杉本 尚美委員

もう一つつけ加えさせていただきたいんですけども、新市建設計画のその基本方針というものについて、これまでずっとやってきたわけなんですけれども、その柱になる7つの中の6番と7番。6番、ページ数でいくと31ページと32ページになるかと思えますけれども、「新市建設計画策定に向けて」という資料の中なんですけれども、この6番でいいますと、大きな項目で「市民と行政の協働が織り成すまちづくり」、そして、7番で「分権時代に生きる自立したまちづくり」ということで、新市の建設の一つの柱として掲げられておりますし、これに基づくものを、やはりその小さな地域の拠点として、私は地域審議会からさらに発展させる形で、20年、30年先、それを担保するような形で、何かせ

っかく、こう地域審議会という形が法律の中にありますので、これを生かしつつ、将来を見据えながら、もう少しこの委員会の中で考えることはできないものなのかなということをおもいます。

○佐野 豪男委員

杉本委員さん、今の32ページの「分権時代に生きる」ということは、僕はこういうふう
に解釈するんです。国とか県から新市が分権を受けると。

はい、以上です。

○杉本 尚美委員

すみません、訂正します。

その新市建設計画のその柱の6番になると思うんですけども、「市民と行政の協働が
織り成す」というところで私の意見が合ってくると思うんですけども、もう一つつけ加
えさせていただきますと、議会というのは間接民主主義制だと思うんですね。それに対し
て私が言ってきましたのは、イギリスの陪審制度というのは直接民主主義に基づくもので
あるということで、これからの時代、どうでしょう、民主主義で地方自治を行っていく上
で、2つのソースがあってもいいんじゃないかなということをおもいますので、私の意見の
中でつけ加えということで、述べさせていただきます。

○丹羽 厚詞委員長

はい。

○谷 一夫委員

地域審議会の考え方ですけどもね、私はここに書いてありますこの5ページですか、地
域審議会の所掌事項というところを見てもわかるように、地域審議会というのは、新市建
設計画の実行について、言ってみれば監視をするといいますかね、そういう機能があるん
じゃないかと、こういうふうにおもいます。

これは、新市建設計画というのは、我々ここで議論をして、概ね10年間にわたる事業を
住民の皆さんにお約束するわけですね。今の公約、今のはやりの言葉で言えばマニフェス
トということになるかもしれませんが、それが実際その約束どおりにきちん
と行われているかどうか、それをそれぞれの立場でチェックをする、それが地域審議会だ
ろうというふうにおもっています。

そして、杉本さんのおっしゃる地域内自治といいますかね、これは非常によくわかりま
すし、これからはそういう流れになろうというふうにはおもいますが、ただ、イギリスの制
度がいいからといって、それを直ちに引用するほど、じゃあ日本の民主主義とイギリスの
民主主義の成熟度がどうかということになれば、これは議論があるところじゃないかとい
うふうにおもいます。

それと、一宮も現在、例えば公共施設の整備について、ワークショップという形で住民
の皆さんの意見を聞くようなことをやっています。それから、ごみ減量の条例なんかは市
民の委員さんに全部つくっていただきました。それから、今は環境基本計画を市民の委員
さんにお任せをして、また、大学の先生の指導を受けながら今策定中です。ということ

で、そういう協働をしています。

また一方で、市民グループのNPO、あるいはNPOまではいってないけれども、有志の団体の皆さんが、まちづくりとか、あるいは福祉の活動とか、そういったことで大変お骨折りをいただいております。そういうことで、あるいは、さっき直接民主主義というお話もありましたけれども、まだ一部でしかやられておりませんが、これからはパブリックコメントという、こういったことも段々広がってくるだろうと思いますね。

ただ、これもやっぱり議会との兼ね合い、今はあくまで議会制民主主義でありますので、やはり議会の当然これはもう私どもとしては尊重しなければいけない立場にありますし、その中で、いかにその兼ね合いをとりながら住民・市民の意見を直接吸い上げるかという、少し難しい部分があるわけですが、こういったことも当然これからいろいろと必要になってくるだろうというふうに思います。

ですから、どうしても、そのおっしゃられたことを全部地域審議会の中に入れていけなければいけないのか、あるいは別立てで、地域審議会は地域審議会、別にそのおっしゃるような行政と市民の協働のシステムづくり、こういったものが、なかなか行政主導でやったら、それは協働がありませんので、やっぱりその市民の方から盛り上がるものがあって、それを行政が受け入れる度量があって、そこで初めて成り立つと思うんですね。ですから、そういう少し時間も必要ではなかろうかと。

しかし、こういう議論も十分にやることは非常にいいことだと思いますので、ぜひ議論はしたいというふうに思います。

○丹羽 厚詞委員長

はい、どうぞ。

○山口 昭雄副委員長

私は、今の議論がどんなふうはこの協議会で結実していくかということとをずっと以前から考えているわけで、そのために今地方制度調査会が法の改正に触れるようなことを答申していくのではないかということに関心を持ってきたわけですが、おっしゃるとおり、やはり今の段階では、この地域審議会というものを十分に活用して行って、まちづくりを本当に我々が望むような方向で行っていけるようにしていくと。

その先のことについては、今、法改正とかそういった壁もありますので、どういうふうにつなげていくかということとは言えないと思いますが、この建設計画に、この市民と行政の協働とか分権というようなところに、今出たご意見、あるいは本当に新しい自治の仕組みをどう取り入れていくかというようなことを少し書き込んでいく必要があるんじゃないかと思いますので、その辺で新しい方向性を示すということ、事務局の方でどうまとめていただくかということにかかわってきますけども、お願いをしたいと思います。

それとですね、佐野委員に大変申しわけないんですけどね、連区という言葉は、我々にとってちょっとマイナスイメージといいますか、一宮の方が我々に言われるには、どうせ木曾川は木曾川連区になるしかないじゃないかと。それを、何をそうつべこべ言うんだというようなご意見も伝わってきますんで、そういう意味でマイナスと言ったんですけどね、

全く何かこの何も変わらないということが、そこからイメージとして発生してくるわけです。その辺のところ、新しい自治のあり方を考え直そうという方向に私たちはやっぱり向けていくべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○丹羽 厚詞委員長

はい、どうぞ。浅田委員さん。

○浅田 清喜委員

ずっとお話を聞いておりました、杉本さんのご意見はご意見として立派だと思っています。やっぱりそれは文化から、いろんな面からいけば、自治内自治があって発展をしていくんだと思っていますけど。ただ、この地域審議会とは少し違うかなという感じも、実は持っている。

本来からいけば、地域審議会なんかつukらない方が一番いいというなら、一番大きく、大きな市がぼんとできて、どんと走っていければ、それは一番いいのかもしれませんが、やはり今までの兼ね合いといいますか、そういうのがありますから、10年間という目途をもって、地域審議会の中で、先ほど古池さんが言われましたように、市長さんの行政にも少し縛りをかけられるよというところに救いが、例えば、尾西なり木曾川なりをつくっていただいたというのが、そのことが私たちからいうと救いだなという気が実はしておく。それで一宮はおつくりにならないということは、やはり一宮という、それだけの大きさがあるからおつくりにならないのかどうか、私も全部はそこまで知りませんが。

例えば、編入をされていく方の立場からいきますと、10年間の審議会を持っていただいた方がいいと。だから、一宮スポーツ文化センターで総務省の方の講演を聞いたときに、北九州市側の助役さんか何かやっておられた方が、北九州市というのは、大きな市が幾つもとまって、ただ、文化とかそういうのは、もう今でも、どんどんと活動してみえろと。例えば、この一宮でいいますと、七夕なり、一豊まつりなり、びさいまつりなりというのは、あそこに例えれば、どんどんやってみえますよということですから、私はそういう自治内自治については、それはそれでいいと思っていますよね。

ただ、審議会というのは、これ長く持った方がいいかということ、やはり議会制民主主義の中でいくと、議会との軋轢が私はあるんじゃないかという心配を、これ行政面としてですね、行政面としてあるんじゃないかと。つまり、もう10年すれば、例えば名前がA市ということになれば、A市として参加のできる時期だなど、10年後ですね。

だから、それ以上持つということについては、私はいささか疑問を実は持つと。杉本さんのご意見は、そういう意味でのご意見というのは、これは地域審議会の中に文言が入ってくる、町長さんが言われましたように、そういうことはやっぱり入れていくべきだろうと思いますけど、組織的にはもう10年が限度かなと。この議会に議席を置いておる私たちの立場から言いますと、長く持ち過ぎると弊害が出るかなと。だから、10年したら、もう立派な市に私はなるべきだと、私の意見ですけど思っております。

○丹羽 厚詞委員長

さまざまな意見が出されましたが、整理させていただきます。

杉本委員さんがおっしゃられた最初の、一宮につくらないのがということにつきましては、いろんなご意見、出されておりますけれども、この地域審議会の働きとして、合併において全体に地域が飲み込まれてしまわないようにするにはというものが一つの目的ではないか。そういった中では、一宮はもちろん地域ではあるかもしれませんが、実際には人口として28万、それで6万、3万という、そういった形でいけば飲み込まれてしまうという、そういった心配は今までの協議の中でもないというところから、一宮は地域審議会は必要ないということを発言されているわけでありまして、それについては、それでいいのではないかと思うわけですが。

それと、先ほど古池委員さんから言われましたように、地域審議会と、またその後の地域内自治、自治内自治の話というのは、これはまた違うものである。地域審議会というのは、あくまでも新市建設計画が約束どおり進められていくかどうか、これを審議するものであるのではないかということでもありますので、そういったことにおいては、この地域地審議会というものを、この形で了承するわけにはいかないでしょうが、ここで今決めるわけではないんですけれども、こういう形で話としては進めていきたいと思っているわけがありますけれども、どうですかね。

○山口 昭雄副委員長

やっぱり、この今、杉本委員もこの31ページの6番と7番、問題にされましたけど、こういうところに、将来の方向性として、このまちづくり、新しい自治の仕組みづくりということについて、ある程度、今度の答申等を見ながら触れていくということが大切ではないかと思えますので、そういう方向でどうでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

そういった形によろしいですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

それでは、地域審議会については、提案させていただいたような形で、この協議新市第4号「地域審議会の取扱いについて」ということで、本日の調整方針案を、またもう一度、各市町に持ち帰りいただきまして、関係諸方面のご意見を集約いただきまして、次回、小委員会として意見を決めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

そういった形で進ませさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

それでは次に、合併に係る基本的事項について、①の「合併の方式について」に移ります。

この件につきましては、新たな資料等はございませんが、前回の各委員さんからのご意見や、前回以降お持ち帰りいただいて、ご地元で意見交換等されていると思えますので、それらを踏まえ、ご協議いただきたいと思えます。

まず最初に、木曾川町議会さんが、前回ではまだ協議をされていないのでということで、

延期になっておりましたので、それについてお伺いいたしたいと思います。

○川合 正高委員

大変失礼いたします。

木曾川町の場合、特別委員会、もう既に皆様、新聞等でご存じかと思いますが、一応協議させていただきました。その結果、編入というのが大半でございましたんで、その方式でお願いしたいと。従いまして、一宮市さん、尾西市さんと一緒でございますんで。議会側としてはでございますんで、よろしく申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

理由としては、先回出されておりましたような編入方式に対する理由がということだと思いますが、ほかに、例えば、尾西市議会さん、一宮市議会さんでも何か進展がございましたら。個人的なご意見でも結構でございますが。

ないようでしたら、また先回から比べて、まだまだ言い足りない、あるいは、ある程度こうしていきたいという新しいご意見、つけ加えたいご意見ございましたら、お願いいたします。

○山口 昭雄副委員長

皆さんがおっしゃってからにしたいんですが。

○丹羽 厚詞委員長

どうですか。それでは、じゃあ尾西市側、どなたかご意見ありましたら。

○吉田 弘委員

まだ市民の皆さんの意見は聞いておりませんが、編入という線で進める方がいいじゃないかというような意見がちょこちょこ私の耳に入ってきます。その理由としては、新しく御破算にしてやり直すということは大変な事務量が必要だと、ということと、時間もかかるということで、別に尾西市が不利になるようなことがないなら編入でいいんじゃないかというような意見があります。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

一宮市さんの方は、何かございましたら。

○神戸 秀雄委員

それでは、失礼いたします。

一宮市議会におきましては、10月20日に議会運営委員会を開きまして、尾西市さん、そして木曾川町さんの議会の決定と申しますか、その今おっしゃいましたその市民的なアンケートをとったわけではございませんが、議会としてのそのありよう、方向性が確認できましたので、一宮市といたしましても、いわゆる合併の方式につきまして、議会運営委員会で各派代表者に確認をして、そして、そのときに、それに伴う私ども議員の身分と申しますか、今後2年間のありようとか、そのようなことにつきまして検討していきたいというふうに考えおきまして、10月20日でございます。それで、また次回の委員会にはご報告できるかと思っております。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございます。それでは、10月20日にご検討いただくということでありますけれども、できますれば、今回もし意見が、ある程度地了解がなされれば、ある程度の基本案は提示させていただいて、その件についてご検討いただくという形に、できれば持っていきたいと思うわけでありまして、けれども。

○神戸 秀雄委員

申しおくれました。

個人といいますか、議会代表といいますか、議会代表としては梶田議長が他の委員会にありますが、先回申し上げたように、任意協議会の第1回目から、やはり基本理念を対等の精神ということでもって今まで10カ月やってまいりまして、前回申し上げたように、いろんな問題はございますが、ベストではございませんが、やはり編入合併に、1市1町さんと一宮市とが、編入合併によってすることが一番どう考えてもいいのではなかろうかということは前回申し上げましたが、今でもそう思っています。

そのような方向で議会の方は意見を集約いたしまして、そして、木曾川町さん、尾西市さんの前回の新聞にもございましたような編入合併でいいではなかろうかというようなご意見とかみ合わせまして、議会の意思を確認といいますか、決定といいますか、議運でもってやっていく予定になっておりますので、全然一からということではなくして、そういうことでございます。誤解のないようにお願いします。

○浅田 清喜委員

一宮さんが10月20日に議会運営委員会を開催していただくということでございますので、この前も申し上げましたように、尾西市議会は、やはり在任特例を使っていたかという一つの基本理念を持ちながら、編入でいいじゃないかという話でございまして、そのことだけは神戸先生の方で一宮市議会の方にお伝えをきちっといただきたいと。

申し上げましたように、在任特例を使わなかったら、議会としての合併を可決することが、推進派の一人でありまして困難だと。これは常々議会の中で論議を聞いておられて、今までずっと勉強会を開いてまいりましたけど、そのことだけはひとつ一宮の議会の方にもお伝えをしておいていただきたいということを思っております。

○神戸 秀雄委員

尾西の浅田委員さんがおっしゃいましたいわゆる議員の身分につきましての件でございますが、公的には尾西市さんも木曾川町さんも、いわゆる在任特例ということでもって、まだそのご発表といいますか、出たわけではございませんが、もう風の便りと申しますか、そのようなことを聞いておりますので。

そういうことを踏まえまして、尾西市さん、木曾川町さんは在任特例を適用する中での編入合併であるということを周知徹底いたしまして、そして一宮市議会としても、それに対して、いわゆる対等の精神でいくためにどうあるべきかということは、おのずとわかっておりますので、議論を進めていきたいというふうには、私たまたま議運の委員長もやっ

ておりますので、そういうことで進めていきたいというふうに考えておまして、梶田議長にも、そのように手はずはとっておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○丹羽 厚詞委員長

在任特例云々については、正式には総務小委員会の方でかけていただくわけでありませうけれども、あくまでも合併の方式にはとらわれずに、対等の合併をするには何が重要かということでのご意見だと理解しておりますし、そのように全体でも進められていくべきだと思っております。そういった中で、方式について……、はい。

○山口 昭雄副委員長

議会では編入というような意見が集約されたところではありますが、私はいずれ編入やむなしということをごどこかで言うことになると思うというふうに発言をしまして、まったくフアジーで発言しないかもしれないというようなふうにとめた方もあるかと思いますが、それは、やっぱり一つには、今も図らずも出ておりますが、議員さんの身分保障、在任、あるいは定数特例のどれを選ぶかというために、編入か新設かを決めるというような作業ではなかったように私は思っております。そういうことになりますと、本当にもうなるようにしかならないというような空気が、ムードが高まってくるわけですので、私は新設・編入については、もっと慎重に考えるべきことがあると思います。

例えば、対等の精神でいろいろ協議をしたり、事務の突き合わせをしておりますと、やはり一宮市さんが進んでいることが大変多いということもあって、一宮市に合わせて調整するというような結果になってきますが、編入という言葉には、やっぱりまだ何かこの呪縛力のようなものがありまして、この言葉を使った途端に、やっぱり木曾川には木曾川なりの、一宮市には一宮市なりの反応が出てきているようであります。

使ったというのは、新聞がそういうふうに報道したということに対する反響なんです、木曾川では、町長や議会の姿勢に失望したというような声が、例えば、学校などでは、教育制度の問題に関しては非常に熱心に考えておられるところですので、そういうところ、あるいは保健センターなどで保健と福祉の活動を熱心にやっている現場からもそういう声が上がってくると。一方、これは私が直接聞いたわけではありませんが、やはり一宮の方では、これでやれやれだというような声が出てきているよというようなことを伝え聞いております。

そういうふうにはですね、編入というのは、編入される側にとってはですね、何か編入という言葉自身が大変合併の意欲をそぐような力がまだ残っておりますので、これを払拭するために何をすべきかということで、私とはにかく新設と編入の正しい理解の仕方を住民に知らせると、納得してもらおうということをやすべきだと考えてきましたが、それよりも、やっぱりこれからの協議において、編入される側のこれまで積み重ねてきたものをいかに大事に扱っていただくか、将来にそれをつなげていってもらおうかというような姿勢が、そういう編入ということで、合併の意欲、あるいは新市への期待というものが失われていくということを防ぐ一つの大きな方法だと私は思います。

立場が立場だから、勝手にそういうことを言っていると思われるかもしれませんが、これは編入される側という立場を、ぜひ協議においてよく考えていただきたいなというふうに思うわけです。

具体的には、それぞれの小委員会でいろいろと発言していかれると思いますが、そういうことによって、一宮市の方でも、これで余り一宮が変わっていくところがないんだというふうに思われる方が大勢いらっしゃると思えば、そうじゃなくて、例えば、木曾川や尾西にこんないいところがあって、それを取り入れていく、そのためには、非常に組織改革、その他で苦勞していかなきゃいけないかもしれないけども、やっぱり編入する側として、堂々とそれを受けていっていただくというような姿勢が必要なんじゃないかなと思います。

そういう協議、そして、新しい町の建設計画というものが行われていくということを前提にやっぱり編入という方式を選んでいくというふうにしか、私としては言いようがないもんですから、そのようなところを、今後の協議において、特に新市のこの委員会においては、委員長さんによろしくお願いいたします。

○丹羽 厚詞委員長

もし編入ということになれば、編入される側というのは尾西市も同じことでありますし、ただいまの木曾川町長さんのご意見について、もし何かございましたら。

○谷 一夫委員

先ほど町長さんが、一宮がかなり進んでいるので一宮に合わせる人が多いとおっしゃっていただきましたが、実はそうではありませんで、木曾川の方がやっぱりずっと、住民サービス、特に福祉とか教育については手厚いですね。これはやっぱり町と市の違い、これは特に木曾川ということではなくて、どこの町村でも、やっぱり市に比べると手厚く行われています。やっぱりこれは地方交付税の関係でありますとか、あるいはインフラ整備にかかる費用が低いとか、いろんな理由があるろうかと思えますし、何よりやっぱり小さいと、行政側と、町民、村民の間の距離がより近いわけですから、どうしてもそのあたりが手厚くせざるを得ないというような事情もあるんじゃないかというふうに思います。

そんなことで、非常に手厚く行われておりますので、それはいいことではあるんですが、それを尊重して、これを37万規模に拡大せよと、こうおっしゃられますと、随分これはやっぱりつらいところがあるわけでありまして、それがすべてOKということは今なかなか申し上げることは難しいと思います。それが合併でやっぱりマイナスの面としてクローズアップされる可能性があるんじゃないかというふうに思います。

しかし、現在のこういったサービスレベルが、これから後の財政が非常にこういう厳しい状況が続く、少子化、高齢化がどんどん進んでいく中で、本当に持続できるかどうかというところが、そもそもの合併のスタートになっているわけですから、そこを考えると、やはりこの機会に一度よくみんなでも考え直してみることが必要だろうというふうに思います。

例えば、具体的に申し上げますと、教育の分野でいきますと35人学級ですね、一宮が小学校1年生だけ33人学級ということにいたしました。これは、小学校1年生だけ33人学級

にすることは、1つの学校で1クラスしかふえないということなんですね。2クラスふえることはまずありません。ですから、教科、クラスを持てる先生が1人その学校の中でおいでになればできるわけですよ。その補充する先生を、非常勤を1人雇用すればできるわけですね。

ところが、35人ということになりまして、全学年ということになりますと、1つの学校で複数クラスがふえる可能性が非常に多いですね。極端なことを言えば、1年生から6年生まで全部1クラスずつふえるかもしれない。つまり6人、小学校でいえば6人担任を持つ教員が必要になるかもしれないと、こういうことでありまして、それを市として雇用することは今できません。制度的にもできない。特区でもあれば別ですけども、できませんし、県ではそこまでやるつもりはないと、こういうことあります。

ですから、35人を2市1町の全部の学校でということ、現実的にはこれはなかなか難しいことになりますね。ですから、木曾川町だけのエリアで何かの形で続けるかというようなことになっていくかもしれませんけども、そういったことが、合併して一つの自治体になったときに、そういうサービス面で、言ってみれば不平等があっているのかという面にもなっていくわけでありますので、そのあたりは、これから非常に難しい問題だというふうに思っています。

もちろん、これ解決策でも何でもなし、こういう問題があるということで、ご理解いただきたいというようなことで、ひとつ例を出してお話ししたわけですが、今後そういった問題がいろんな面に出てくるだろうということでございます。

○丹羽 厚詞委員長

どうぞ。

○豊島 半七委員

いわゆるその市町村合併に伴いまして、経済団体の問題もあるわけでありまして、私どもの商工会議所は、商工会議所法という法律があるんですね。それで、吉田さんのところ、あるいは木曾川町のように商工会のところは、また商工会法というのがありまして、法律が違うものですから、単純にこれ一緒になることはできないんです。例えば、その対等の精神でやろうといたしましても、それぞれ資産がございますからね、その資産をどうするんだと。例えば、その分配したいということになりますと、それに対して今度は税金がかかるわけですね。それで、同じ商工会議所同士でしたら、合併しましてもその税金はかからないということがありまして、これ非常に難しいことがあるんです。

それで、それぞれお役所をお願いしておりますけれども、何か特例ができないだろうか。先ほどもちょっと特区というお話がありましたけれども、その特区といいまして、これはその全国各地で同じようなことがあるわけですから、特定のその、ここの2市1町だけで特区をやることはできないというような問題がありまして、例えば、その町村合併に伴う経済団体の合併に関しましては、特例をつくってもらってですね、その期間を決めて、例えば、この合併が17年3月ですか、そうすると17年度中は特例を認めるよとか、そんなことはお願いできないかなということをおっしゃっておりますけれども、これも私は吉田

さんとも、木曾川の会長さんともお話をしながら進めてまいりたいというように思いますけど、あくまでも対等の精神で経済団体も進めていきたいというように考えております。

これも、今まで町村合併があるまでは考えてもみななかったことですし、非常にややこしい問題があるものですから、例えば、名古屋の場合でも、町村合併して、たしか守山なんか、まだその商工会がそのまま残っているわけですね。それで、名古屋の会議所の会頭にも、この際ぜひこういう問題を取り組んでほしいと言いましても、やっぱりご自分のところでもそういう問題があるものですから、ちょっとやっぱり一步引いておられるというような感じも、率直に言いましてするわけでありまして、何とかこの辺も、また皆さん方のお知恵を拝借しながら、お互いにうまくといたしますか、円満に、しかもそのそれぞれの資産がそのまま残るようにできないものかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいまのご意見は、細部にわたっては、また別のところで協議していただくということですが、合併については、本当にいろいろなところで山もあれば谷もあるということで、そういったことについても、すべて対等の精神でいければそれでいいというご意見ではなからうかと思ひます。

ここからは個人的な発言でありますけれども、先ほどの木曾川町長さんの意見で、議員特例について、それが目的になってしまっているのではないかと、決して私はそうではないと思ひています。この議員特例については、まず、あくまでもこの新市小委員会で議決することではない上に、ここで話が先行しておりますので、そういったことでご意見として出されているということと、もう一つは、議員特例、在任にしろ、何にしろ、結果どういうふうに決まってくるかは、これからの協議なんですけれども、これを行うことによって議員の身分を保障するのではなくて、自分は新市に移行してからのそのスムーズな融合といひますか、それを図るためには、編入であればの話でありますけれども、2年間の一宮市議会の在任期間までのということでもあります。

その2年間の間に、結局今すり合わせをいろんなところでやりながら、この小委員会で決めていくわけなんですけれども、そこで、諮り得ないいろいろなことも、実際に新市になってからどんどん出てくると思うんですね。そういったものについて、対等の精神で最終的に本当にすべての条例等も決めていきながら進めていくという段階において、やはり議員というのが、そういった在任特例を使って、対等の精神で議会の議決も進めていけるような、そういった体制を、まず最初だけは必要ではないかと、そういう思ひで、私自身もそういった、できれば議員に特例を認めていただきたいという意見を持っているわけで、あくまでも、これは身分を保障するためではなくて、対等の精神を生かすためであるということをご認識いただきたいなと思ひわけです。

○山口 昭雄副委員長

ちょっと2つ申し上げたいことがありますけど、今の議員さんの特例の問題ですが、さっきの編入という言葉の変な力ということと同じように、本当にこれ変革を求めて合併に立

ち向かっていこうとしているわけでありますから、そういうときに、自分の先の身分保障をまずというようなことは考えられないことだと私は思います。

だから、そういうことが先行すると、とりあえずの身分は保障されたから、合併について多少のことはいいやということになると、これは大変我々にとって残念なことになりますので、そういう意味です、編入ということ、本当に私としては言葉をできるだけ最後まで使わずにおこうと思ったところが、どうもその議員特例をどうするか、早く編入か新設か決めないとそれが選べないということで、こうなっちゃったような気がしてしょうがないものですから、そういうふうに言ったわけです。そうじゃないと言うんなら、今後、議員さんたちが奮起してもらって、本当に新しいまちづくりにおいて、住民代表としての役割を發揮してもらえばいいわけです。

それと、もう一つですね、私さっき編入される側のこれまで育ててきたものを大事にしてほしい、大事になんていう、こういうところで使う言葉じゃないんですけども、あえて使ったんですが、ただ甘えて言っているわけではなくて、やっぱり突き合わせの中で、今、一宮市さんが進んでいると言った一つの例として、改革という点では、これはやっぱり、さっきの一宮市長さんのお話と逆のことで、余り身近に行政がある、住民があるという関係ではなく、もう少し大きなまちですと、ある程度クールに改革が進めやすいということから、いわゆるばらまきとか何かについて非常に整理をされているという点があるわけで、そういう点については、町村の、さっきのお話ですと、いいところであるというふうに言われましたが、これは悪いところでもあるわけで、そういったものについては、我々もやっぱり痛みを感じながら改革を進めていかなければいけない、そういうチャンスにしていきたいと思えます。

本当にこれまで育ててきて、例えばの話をすると、前にも言いましたが、木曾川町が圧倒的に小さいから、それがなかなか新しい市に反映されていかないという物理的な制約が感じられるわけです。これ全部に広めると、10倍、10何倍になっちゃうんだと、財政的にも。それで、逆の場合は、何割かふえるだけだということになって通りやすいというようなことで、切り捨てられていくという面に対して大事にしてほしいと言ったわけで、これについては、やっぱりいいことならば、モデル地区というような言葉も使えるでしょうし、その極端な例で言えば、今既にいろんなことが行われていますけど、特区という考え方もある。その地域で育てているものを、よければ、いいものならば、そこでそのまま育てていって、その先を考える。全体に広めるべきなのか、それで枯れてしまうのを見届けるかというようなふうに進めていく方法は幾らでもあると思えますので。

ただ、財政ということを考えるときに、いいものを全部いきなり広げるということではなく、特別な扱い方もあるんじゃないかと思えますので、随所にそういうことをやはり考えながら、新市の建設計画を策定していきたいなと思えます。その2つです。

○丹羽 厚詞委員長

いろいろとご意見が、さまざまなご意見が出されましたが、ただ、協議会としましては、方式をどういうふうに進めていくかということは決めていかなければならないことであり

ます。先回と今回、ご意見を聞いた上では、編入合併の方が多数の方が推されているということは、今までの議論の中で出ていると思いますが、協議会というのは原則一応全員一致であります。最終的には多数決ということでありませぬけれども。

そういった中で、もちろん誤解のないように、前回、今までのこともそうでしたけれども、今決めるわけではございませぬけれども、協議の方法として、その編入で進めるという方法で一度議案を提案させていただいて、もう一度持ち帰って、先ほど一宮市議会さんも議運があるということで、そこで検討するということではありましたが、そういう形で進めさせていただいてよろしいかどうか。

それは、もちろん、ですから、それに対して反対の方に関しては、何か異論があるか、もし、できればそういう形で進めさせていただきたいと思うわけではありませぬけれども、いかがでしょうか。

(「結構ですよ」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。

それでは、このさまざまな意見出されました。編入方式の持つイメージや、合併を機にこの地域が変わっていくことが必要なのに、編入では変化が生まれにくいのではないかと、新設であるべきではないかという意見もよくわかるころではございませぬが、一方では、そういった編入か新設かという方式よりも、あくまでも対等な精神で実際にいろいろな施策をもっと検討していく方が重要ではないか、そういったこともあるのではないかと思うわけではありませぬけれども、よろしいですか。はい。

○杉本 尚美委員

すみませぬ、あまのじゃく的な発言ばかりして、本当にちょっとどうしようか迷ったんですけれども、私は前回も申し上げましたとおりに、新設合併がいいんじゃないかということを行いました。理由はこの間申し上げましたので省かせていただきますけれども、木曾川町の特別委員会の方にも傍聴しまして、編入なんだろうなという流れは私も察知しまして、これは仕方がないことなんだろうということは思っていますので、現実的な考え方をしますと、やっぱり編入になるんだろうなということは思うんですけれども。

その編入という形式が決まることによって、いろんな面で、いろんな細部のですね、事務のすり合わせ等もそうですし、あと住民の考え方、合併に対する熱意や考え方なんかにも大きな影響を及ぼすんじゃないかということをごく危惧してございませぬ、これは、これから合併を進めていくに当たって、今の時点でというか、早い段階で決めなければいけないということはわかっているんですが、編入になるとすれば、その合併したとしたら旧一宮、尾西、木曾川ですけれども、住民に、徹底してその編入の持つイメージを払拭するような形で広報というものも進めていかななくてはいけないんじゃないかなということも思いますし。

そして、もう一つ、これ私よくわからないので、事務局の方にお尋ねしますけれども、形としては編入と新設しかないですけれども、例えば、編入になった場合でも、ただし書

きとしてですね、我々は対等でいくんだ、対等の合併なんだということをうたえるかどうか。私は、これ、皆さん対等の精神ということをおっしゃって、実質的にもそういった事務レベルのすり合わせ等も行われていると思うんですけども、一般のですね、住民に、本当にそうなんだ、これは言葉だけじゃないんだよということを、そして、これから決してその対等の精神と今まで言ってきた、やってきたことが、これからは形骸化されていくという、そういうことではないんだよということを、ぜひとも公式文書の中に謳っていただけるといいんじゃないかなということを個人的には思うんですけども、それが果たして可能なかどうか、一度お願いします。

○丹羽 厚詞委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

今、杉本委員さんの方から、編入もやむなしとしたとしても、いわゆる調整方針の中に、対等の精神であるということを確認にうたえるかどうかというご質問だったと思います。

これは、今後の予定を考えますと、今ちょっと言いづらい話なんですけど、実は、今日用意している資料、後ほど配らせていただこうかなと思うんですけど、先進の岐阜、あるいは八戸、取手、そういったところの調整方針が今手元にあります。例えば、岐阜広域の調整方針を読ませていただきますと、「合併の方式は、羽島市、柳津町、笠松町及び北方町を廃し、その区域を岐阜市に編入する編入合併とする。ただし、各市町のまちづくりの歩みを尊重し、その文化や伝統を守り、地域の個性を担保する、限りなく新設に近い合併となるよう配慮するものとする」と、これが一連のその合併の方式をうたった調整方針の岐阜広域の全文でございます。

ですから、過去にこういう例もあることから、一様に編入オンリーというだけではなく、その対等の精神を後段にうたうということは何ら問題はないというふうに考えております。

○丹羽 厚詞委員長

はい、どうぞ。

○杉本 尚美委員

であれば、私はあくまで新設派なんですけれども、合併するに当たって、編入が、どうしても編入でいかなければいけないということでありましたら、ぜひその後段に謳っていただけたら、いい合併に持っていけるんじゃないかなということを思いますが、いかがでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

今のご意見と事務局のお答えですね、ある程度、両者歩み寄りのとこができてきたのではないかと思いますし、あくまでも今事務局は、スケジュール云々言いましたけど、スケジュールが迫っているから即決めなければいけないとか、そんなことはないと思います。ただ、やはり協議していく以上は、一歩ずつでも前進していかなければ、いつまでたっても堂々めぐりになってしまうということもありますので、今そういったことで、事務局が少し提案議案として一部を例としても出させていただきましたが、まずここで皆さんに、

そういった形で進めていきたいという、その提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

それでは、資料を配付していただきたいと思います。

(資料配付)

○丹羽 厚詞委員長

この資料を配り終えた段階で、まず、休憩をとりまして、その後、事務局からの説明ということで。

それでは、10分ほど、40分まで休憩をとりたいと思います。

午後5時32分 休憩

午後5時40分 再開

○丹羽 厚詞委員長

それでは、会議を再開したいと思います。

では、ただいま追加で配られました資料につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

ただいまお配りいたしました追加資料でございますが、第2回のこの小委員会で、委員長さんから、協議の流れによっては、調整方針(案)の提示もというご発言がございましたので、事務方として想定され得る調整方針(案)を用意させていただきました。ちなみに、今これは編入というようなことで議論が深まってまいりましたので、このようにさせていただきましたが、もちろん新設というのも用意してございますので、事務方の方が誘導してこれをということではございませんので、よろしくご理解のほど賜りたいと思います。

あわせてご説明申し上げますが、3ページ、4ページの方にも、第1回の小委員会のところで、財産の取り扱いをどうするのかと、これは調整方針が決定したところで今協議していこうということで約束をさせていただいておりますので、これも合わせてつけさせていただきました。

戻っていただきまして、1ページでございます。

合併の方式について、協定項目第1号、合併の方式に係る調整方針(案)を次のとおり提案する。調整方針(案)を読ませさせていただきます。

一宮市、尾西市及び木曽川町の合併は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入する編入合併とする。

ただし、「対等の精神」の理念のもと、この任協から法定協に至る協議の根底に流れている精神ということで、「対等の精神」というところをかぎ括弧でくくらせていただきました。「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互

いに尊重しつつ、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。という書きぶりを示させていただきました。

先ほど杉本委員さんの方から、編入だけれども対等の精神をうたった書き方はあるのかといったところで紹介させていただきましたが、2ページの岐阜広域の調整方針でございます。そのほか、八戸、取手等々をつけさせていただきました。いずれも編入合併なんです、その調整方針の中に対等をうたった合併方式に係る調整方針の書きぶりでございます。

続きまして、3ページ、4ページの方をお願い申し上げます。

先ほどご説明申し上げました財産の取り扱いでございます。協定項目第5号、財産の取扱いについてということで、調整方針といたしまして、尾西市及び木曾川町の財産（権利及び義務を含む）となっておりますが、及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぐものとするということを書かせていただいております。

これは、下の方の注意書きで「ここでいう一宮市とは、現在の一宮市をいうものである」というふうに書かせていただいております。これは1ページの合併の方式も同様でございますけれども、今から新市の名称を公募するということで、今の現在の一宮市を表しているものであって、新市の名称をここであらわしたものではないというただし書きでございます。

4ページの方に、編入合併の場合の財産の取り扱いに関する調整方針の先進事例といたしまして、田原市、新発田市、野田市等々の調整方針を掲げさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいま説明いただきましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等ありましたら。はい。

○上田 芳敬委員

合併の方式は、私も編入で、こういった内容ですごくいいと思うんですが、私ども尾西JCは、一宮JCさんと1月1日で合併することになりまして、形としては、尾西JCが解散して、それで尾西のJCメンバーが一宮JCに移籍するという格好になったんですが、ずっと見てますと、やはり編入という言葉が先走ってしまったりとか、うちのJCの場合でしたら、解散という言葉が先走ってしまいますと、やはりJCの中でもモチベーションがかなり下がった時期がありました。

逆に、一宮JCさんの中ではですね、先だって協議会の中で、尾西の中島委員がご発言されたように、一宮さんの方が今度、言い方はちょっとはっきり覚えていないんですけど、要は一宮の方に来るんだろうというような言い方をされた。それで、JCの中では、やはりそういうような発言があったわけなんです。もちろんJCの合併に係っていたメンバーたちは、そんな気はさらさらないんですけども、やはりそういう言葉を先に発しちゃうと、気持ちの問題で非常にマイナスの部分が出てくるんじゃないかなという危惧は確かにありますけれども。

やっぱりこういった対等の精神というものを銘打っていただければ、そういったものが払拭できて、対等の精神で新しいまちづくりと一緒にやっていくぞというようなことで、啓蒙できるんじゃないかなというふうに思いますけれども。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

これは、先ほどの杉本委員さんの意見等も通ずるものがあると思います。

ほかにございますでしょうか。はい。

○山口 昭雄副委員長

この注意書きですね、（注）ですね、これ余り離れ過ぎているような気がするんで、これがやっぱり上の箱の直下に書くというのが正しい書き方じゃないかなと思いますが、いかがですか。

○伊神 正文事務局課長

訂正させていただきます。

○丹羽 厚詞委員長

今後の進め方をご説明しますと、この案でもう一度持ち帰っていただいて、次回できれば決めていきたいということですので、例えば、この文言ですとか、そういうことについても何か現時点でご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思いますが。はい。

○浅田 清喜委員

これは、岐阜市の場合を見ておきますと、限りなく新設に近いというのは、杉本さんのいつも言ってみえたこういうものも、もう言及をしておっていただいてですね、やはり本当に新設も、本来からいけば新設も編入も本当は一緒の合併は合併なんでしょうけど、やはり「限りなく」と、こう書いてあるというのは魅力だなと思って、私たちは見ておりますけどね。

○丹羽 厚詞委員長

そうですね、あと、私も一委員として発言させていただければ、例えば、この例として出ている取手市・藤代町ですね、合併の方式は対等合併・編入方式とすると、こういった短い言葉で表明するということは、実は新聞なんかに取り上げられるときも、このいろんな説明を後につけても、新聞が取り上げるのは編入合併であるというふうにしかな見られない、イメージとしてはそうなんで、まねすることがどうかということはお協議いただかなければならないんですけれども、こういったことも一考だなというのは、これを見て感じるものではあるんですけれども。

○山口 昭雄副委員長

杉本さんの提案はないんでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

はい、どうぞ。

○杉本 尚美委員

私も、この取手市ですか、こういった合併の方式、対等合併・編入方式とするという、こういう書き方があるとは全然想像もしてなくて、方式には新設と編入しかないんだと思ってましたので、こういう書き方もできるのであれば、非常に住民にとってもわかりやすい、前向きな姿勢で行ける、行こうという意欲の湧く、そういう方式になるんじゃないかなということを個人的に思いますが。

○丹羽 厚詞委員長

これにつきましては、いかがでしょうか。はい。

○吉田 弘委員

ここではそういう対等の精神でやっとするんですけど、やっぱり報道関係がいつも編入と書くものですから、これをしっかりと大文字で書いてもらうように、委員長はマスコミさんに要望をしていってもらいたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

一宮市さんのご意見はどうでしょうか。

○豊島 半七委員

私はその編入合併、括弧してと思ったんです。対等合併ということは今ちょっとここで言ってきましたけれども、ここまで来ると非常にはっきりしますわね。だから、対等合併・編入方式ということで、言葉の問題だけでもないでしょうから、インパクトが非常にある言葉の表現になりますよね。と思います。

○神戸 秀雄委員

それでは、合併の方式を、いわゆる活字といいますか、言葉であらわしたのは、この今の対等合併・編入方式ということになるんですが、これはあくまでも表現の仕方だけでございますので、こういう表現でご理解いただければ、やはり市民・町民の方々に、やっぱり今度の合併が温かいものでなければならんと思います。

そのためには、やはりこういう言葉を使うということも大切ではなからうかというふうに思っておりますので、こういう書き方があるのかなと思って、今見せていただいて、思ったことなんですけど、私は、個人では結構でございます。隣に市長おりますので、どういうふうに言われるかと思いますが。

○谷 一夫委員

要は本当に精神が一番大事だと思います。現実には、例えば新市建設計画の議論をするときでも、あるいは、事務のすり合わせをするときでも、そのときには、もう私どもの頭の中には新設も編入もないですね。いい町をつくるためにどうしていったらいいんだということしか考えてないわけでありまして、本当に方式というのはそういうもんだというふうに私は理解をしています。

ですから、表現の問題でありますし、木曾川町や尾西の皆さんが、こういうことで気持ちよく合併について理解を進めていただければ、もうそれが一番だというふうに思いますので、皆さんのご意見がそれでいいということであれば、私は特に異議は申し上

げません。

○神戸 秀雄委員

それから、もう一つお願いします。少し前に戻りますが、いわゆる編入という言葉は、何か吸収されてしまうというようなことを木曾川町さんも尾西市さんも思ってみえると思うんですけど、一宮市だって、木曾川町さん、尾西市さんと合併して、今の同じ83平方キロが大きくなっただけ、あるいは人口が37万になっただけでは、メリットとといいますか、合併の意味がなくて、やはりいいところを取り入れて、そして公共施設を使わせていただくとか、いろんなことの中で新しいまちをつくるという考えを本当に持っておりますので。

ですから、一部の方々が、先だって、その報道の方が書かれた中日新聞に、私どもの議員があつてどうのこうのということですけどね、もうああいうことはしては困ることでありまして、そんなつもりは全然ありません。人はそんなこと言いますからね。またあしたどういう新聞が出るかわかりませんけど。

だから、いわゆるペンの暴力といいますか、ですから、これは、そのもうだれが言おうと、それを口とめるわけにはいきませんから、それはご理解いただいて、ここにおる皆さん方は、ぜひとも本当にそういう精神でやっておりますので、ですから、おたくさん方と合併して何の変化もなかったと、平方キロがちょっと大きくなってというようなことだけでは何の意味もありませんので、おたくらのいいところを取り寄せたり、いい施設を使わせていただいたり、市民として、ということが肝心なものですから、ぜひともご理解をいただいて、その編入という言葉が、非常に吸収されてしまつて飲み込まれてしまうということにとりやすいですけども、そんなことは思っておりませんので、ですから、ぜひともご理解をいただいて、もう二度とこのことは言いたくありませんけども、ぜひともお願いしたいです。

また、報道の方々にもお願いしますが、ぜひとも、これだけ真剣にやっておるんですから、そういう精神のところをぜひともいい意味でリードするために、市民・町民をリードするような、そのいわゆるマスコミのいい意味でのあり方を発揮していただきたいというふうに思っておりますけれど。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

はい。

○葛谷 昭吾委員

今、神戸委員さんから非常に温かい言葉をいただきましたが、私も6日に議会の傍聴に行きました。議会の先生方も、一宮市が変わってほしいということを盛んに言われていましたので、ひとつ一宮市さんも変わっていただいて、いい合併ができるようにしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○丹羽 厚詞委員長

意見としては皆様方から出されたと思いますが、事務局の方、そういうことだと、この調整方針ですね、この文言が変わるとということも考えて提案していかなければいけない

わけですけれども、これを次回までにその変えたものを提出させていただけばいいのか。ここで変えた案をまず協議しなければいけないのか。どう進めればいいのか。はい。

○伊神 正文事務局課長

今、各委員さんの関心は取手市・藤代町の方にかなりご注目なさっているようであります。私どもといたしましては、この合併方式というのは、その編入・新設どちらかで、あとはこの精神をうたうものであるということで、この今回の調整方針を出させていただいております。

ですから、どうでしょうか、今私どもが示させていただいたこの対等の精神をうたった表現を、事務方としては練ったものですから、なかなか捨てがたいなと思っておりますし、それから浅田委員さんのおっしゃった岐阜の限りなく新設に近い合併というご意見もありました。それで、取手市の例もあります。この3つを合わせてというわけにもなかなかまいませんので、3案ほど事務方でもう一度、再度検討し、提案させていただいて、最終的に合併の方式を選んでいただく中で、どれを選ぶかといった方向で、次回ご決定いただくということではいかがでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

はい。

○山口 昭雄副委員長

それでいいと思いますが、そのときにはですね、やっぱりここでの合併方式はどうと聞かれたときに、ぱっと答えられる言葉として、やっぱり一つのものをつくってほしい。そのときに、対等合併・編入方式以上のものがあれば大変すばらしいとは思うんだけどね、そういうふうに、例えば、マスコミさんにしたって、この見出しにぼんと出すときに非常にわかりやすいということで誤解がなくなるというふうにも思いますので、これ以上のものがあれば、それによってつくっていただきたいと思います。なければこれでもいいと思っております。

○丹羽 厚詞委員長

ただいまの事務局の説明でありましたが、そうしますと、事務局としては、3案つくった段階で、各委員さんにそれを事前に送付するのか、次回のこの小委員会で提出するのかというのは、どういった方針で。

○伊神 正文事務局課長

これは、小委員会の次第として、従前どおり前もってお送りして、各委員さんに事前検討をしていただいき、21日の協議会の中で3案の中から委員協議の上、ひとつを選んで決定していくといった方向でお願いします。

○丹羽 厚詞委員長

それでは、3案を提出いただく文面につきましては、事務局にまずとりあえず任せるという形になりまして、それを提出させていただくという形式で進めさせていただいてもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

それでは、そういった形で、次回、進めていきたいと思います。

それではですね、ただいまのように、もう一度、次回には3案を事前に提出させていただきますので、それについても、十分お地元の方、いろいろな関係機関でご検討いただきまして、次回の小委員会において、できれば決定していきたいと思います。

そして、また、財産の取り扱いについてでありますけれども、これは事務局からの説明にもありましたように、この項目につきましては、合併の方式に連動して、調整方針の書きぶりが変わるだけでございますので、特に問題はなかろうかと思いますが、決定は次回ということになります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

それでは、次に、新市建設計画に係る事項についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

それでは、お手元の新市建設計画策定に向けてという綴りをお願い申し上げたいと思います。

はねていただきまして、また22ページから始まるということになっておりますが、もう一枚はねていただきますと、23、24ページでございます。

前回、基本理念といたしまして、安心・元気・協働という3つの基本理念を示させていただきました。各委員さん、それぞれご協議いただいたわけですが、概ねこれでよしといったような雰囲気というふうに私ども受け取らせていただきまして、基本理念はこの3つでいきたいということで、今回改めて提案させていただきました。

次に、(2)の新市の将来像でございます。

これは、「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市〇〇」といったもののほか、もう2つ提案させていただきました。これについても、一番上の、この「木曾の清流に映え」というものをかなり気に入っていただいたというふうに私ども思いまして、この将来像については、基本理念と違い、どれか一つに絞り込む必要があるということでございまして、各委員さんの思いはこれであろうかということで、一つに絞らせていただきまして、改めて提案させていただいたものでございます。

続きまして、25ページ、26ページでございますが、25ページの新市の将来像の7つの礎でございます。これは、概ね前回と変わっておりません。しかしながら、一つ、木曾川町長さんから、産業の地域のブランド力といったようなご発言がございましたので、上から3つ目の産業の振興のところで、3行目でございますが、「新規産業の創出やブランド力の強化を図り」といったことで、少し文言を修正させていただいております。

次に、26ページ以下、この新市の将来像の7つの礎を達成するための施策ということで

掲げさせていただいております。これは前回同様でございます。前回もここでご説明させていただいたように、特にこの下段の主要施策の例については、現時点で可能性のある事業を掲載させていただいておりますものでありまして、今後、財政分科会の方で一生懸命つくっております財政計画、財政シミュレーションとも調整を図りながら、事業を今後厳選してまいりたいということでございます。

現在は、今2市1町でやっておみえになります事業と、それから、新市になった場合にどんなプロジェクトがやりたいのかといった2市1町からの調査ものの事業を載せさせていただいておりますが、今の財政計画だと、全部はちょっと難しい状況でございます。今後は、その先ほど申しました財政計画とも調整を図りながら厳選をして参りたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

ちょっと飛んでいただきまして33ページでございます。

公共施設の適正配置と整備、これはずっと白紙のまま来ておったわけでございますが、別葉の資料を見ていただきたいと思っております。「公共施設の適正配置と整備」という、「検討資料」という資料でございます。

この中で、1ページから、公共施設の現状と課題といったことで、8つの分野ごとに地域状況を概略地図で整理したというふうになっております。2市1町の施設をジャンル別にプロットいたしましたものでございます。

例えば、1ページでございますが、役所・役場、消防署ということで、例えば一宮市に10カ所の出張所がある。それから、各市町消防本部、消防署のほか、1分署、10出張所が一宮市に配置されているといったことを掲げております。

問題点といたしましては、住民の暮らしとの近接性、必要不可欠なサービス水準の維持に十分留意しながら、施設配置を検討していく必要があるというふうに謳っております。

同じように、2ページは、保健、医療、高齢者等の福祉施設、当市町の特徴でございますが、病院が、市・町立病院が4施設ある、また、県立病院は1施設あるといったことでございます。あと、中段以降、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供が求められる中で、施設の連携と役割分担による効率的な保健・医療・福祉施策の展開と、サービス向上を図ることが期待されるというふうにまとめております。

3ページ以降、3ページは生涯学習関連施設、これは文化関連でございます。次に、4ページは、スポーツ・レクリエーション施設等々の施設をプロットさせていただいております。

5ページ、6ページにおきましては、環境・衛生関連施設、それから6ページにおいては小中学校でございます。小中学校は、小学校が42校、中学校が20校ございますが、中段以降に、合併メリットを踏まえた適正な学区のあり方を検討する必要があるというふうに謳っております。これについては、協定項目の中にも一つ掲げられておる問題でございますので、また今後、総務文教委員会の方で検討されていく事項であろうというふうに考えております。

7ページ、8ページでございます。

7ページは都市公園、それから8ページにおいては国・県の施設、大学がプロットされております。

最後の9ページをお願いいたします。

公共施設の適正配置と整備の先進事例でございます。千曲市、瑞穂市、東かがわ市、西東京市の例を書かせていただいております。

例えば、上段の千曲市でございますが、公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次整備していくことを基本とするといったことを謳っております。瑞穂市、そのほかも大体同じような表現になっておりまして、中長期的な統合整備が必要であるというふうに謳っております。

私どもといたしましては、今回このプロットしたものを皆さん方にお見せし、ご協議していただく中で、次回本協議会の調整方針（案）をお示しできたらなというふうに考えております。

多少端折りましたけれども、説明は以上で終わらせていただきます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

また、内容につきましても、先回までは、以前の資料ですと、新市の将来像の中に「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市〇〇」というものと、別に「のびのび、いきいき、ゆうゆう都市」というものと、「中核都市へのステップアップ、活力あふれる新世紀都市〇〇」という2例が出されておりましたが、その中で、この「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市〇〇」というものを取り上げていこうという方向を示されておるわけでございます。それにつきましても、もしご意見等がありましたらお願いします。はい。

○山口 昭雄副委員長

そのとき、そのときの協議を反映させながら、だんだんとまとまってきて、大変充実してきたと思っておりますが、今日もそのことについて、先ほど申し上げたように、31、32ページのところで、杉本委員から出ているコミュニティの問題、小さな自治というふうに言われましたが、そういった地域の自治と、その横の連携とかは、今後どのように、大きなまちになって体制が非常に固くなっていくのを、住民の方に引き戻すようなイメージの言葉で、この新しい自治の形について、もし語れるなら、そのように考えていただきたいと、事務局に要望します。

○丹羽 厚詞委員長

要望ということで、答弁はよろしいですか。

○山口 昭雄副委員長

はい。

○伊神 正文事務局課長

十分その趣旨を尊重しながら検討してまいりたいと思っております。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございますでしょうか。

それでは、こういった形で、今回新しい資料も配付されておりました、これについては、よくご検討いただいて、また次回に協議していただかなければならないと思いますけれども。

例えば、前回の協議会で、服部委員さんが、これについて、合併するからという、その発言がありましたよね。「合併してもしなくてもできることと、合併しなければならないことはという協議があったか」という質問を出されたのは、「それはありませんでした」という返事をしているわけでありましてけれども、こういったことについては、今後検討するのかということと、もう一つ、私がああとき感じたのは、あくまでもこれは、先ほど一宮市長さんがおっしゃられたように、今回の合併は、これからとにかく国が、あるいはこの状況が大変なことになっていく、その中でどれだけよくなるかと。もう一つは、根底にあるのは、今のサービスや負担、こういったものをこれ以上悪くさせないことが、まず第一のその目的であるのではないかと。

ただ、これは、はっきりと国がどうするというその方針というか、これを明示してないものですから、はっきりと今これだけ悪くなりますよと、放ってきたらこれだけ悪くなりますよということは言えないんですけれども、ただ、その原因というのは、十分に、どんな経済学者でも、はっきりと将来は悪化するということは言っていることでありまして、予想はされるわけですね。

そういった中で、もちろん将来についてこういうことをしていくんだという、何か合併しなくても同じことじゃないかと言われていらっしゃるけれども、それはまた違うんじゃないかというのは、自分自身は考えるところなんですけれども。

あえてそこまで、こういう形で進めさせていただければよろしいですかね。

○谷 一夫委員

何か、委員長と目が合っちゃいましたんで、では私からちょっと一言だけ。

合併しなければならないことなのか、合併しなくてもできるんじゃないかということですね。確かに、この文言だけで見ますと、この例えば7つの礎とかもいろいろ書いてありますが、それは確かに、この言葉だけを読めば、それは合併しなくたって頑張ればできるかもしれないというふうに、抽象論ですからね、理念しか書いてないわけですから、それは合併しなくてもできるということは言えるかもしれない。

だけど、例えば個別の政策に入っていくときに、いろんなサービス、先ほど所長さんからもあったように、皆さんから出てましたね。それがそれぞれの自治体で新しく取り入れられるのか、あるいは今後も今のレベルは続けていけるのかということの一つ一つ検証していった場合に、かなり難しい部分も多分出てくるだろうというふうに思うわけですし、そういうことを合併によって何とか乗り越えられないかということこれから皆さんと一緒に考えていきたいと、このように思っているわけでありまして、今の段階で、合併しなければとか、合併しなくてもとかという議論は、ちょっと早いんじゃないかと私は思っ

て、先日の発言は聞いておりました。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

はい。

○山口 昭雄副委員長

ただ、やっぱり、この基本方針が有効であるためには、このまちづくりによって、一体何が変わっていくのかとか、どういう新しいものが生み出されるのかということ、今の話が、その悪くなることを食いとめられるんだということだって一つだと思ふし、これは必然性があるんだということを使うのも一つだと思ふから、そういうことについて、述べられるのなら述べていってもいいんじゃないかと。ただ、これから、この先のもっと具体的な部分の問題だということなら、それでいいと思ふます。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございますでしょうか。

考え方については共通認識がほとんど一致しているかと思ふます。こういった形で、これからも少しずつでも前に進んでいきたいと思ふますが、事務局、これについては別に何もいいですね。

それでは、ご意見、ご質問等もまだまだあるかと思ふますけれども、新市建設計画に係る事項につきましては、本日のところはこのあたりといたしまして、今日までの内容を事務局にて整理し、次回は、今回で方向性の固まった将来像、基本理念等を踏まえて、財政フレームなどもお示ししながら、主要施策等をさらに掘り下げてご協議いただきたいと考えております。

また、11月から開催予定のシンポジウムでも、このエッセンスを情報提供してまいりたいと思っておりますけれども、そういった形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。それでは、そのように進めさせていただきます。

本日予定しておりました協議事項は以上であります。

それでは、その他の方に入りたいと思ふますが、その他、次回新市建設計画作成等小委員会開催日時について、事務局から説明を願います。

○森 輝義事務局長

それでは、その他「今後の新市建設計画作成等小委員会開催日程について」ご説明申し上げます。

資料の最終、7ページの資料3をご覧くださいと思ふます。

次回「第4回新市建設計画作成等小委員会」は、平成15年10月21日、火曜日の午前9時半から、一宮スポーツ文化センター2階、第3会議室において開催する予定をいたしております。場所がこの会場から変更となっております。お間違えのないよう、よろしくお願い申し上げます。また、文書は改めてご案内させていただきます。

なお、参考として、協議会の開催予定を掲載しておりますけれども、第3回の日程につきましては、先の本協議会で皆様ご了承を得ましたように、日程変更の事態になった場合は、11月13日木曜日午後3時から、尾西市商工会館での開催予定となります。もし、変更となった場合は、至急ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

その他につきましての説明は以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

第3回協議会のもう一度確認ですが、11月13日、木曜日の午後3時。

○森 輝義事務局長

はい、尾西市商工会館での開催予定をさせていただいております。

○丹羽 厚詞委員長

そうすると、第4回目の尾西市商工会館は、これはこのままでよろしいんですかね。

○森 輝義事務局長

木曾川町会場は、会場の都合より押さえることができませんでしたので、誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○丹羽 厚詞委員長

わかりました。ただ、木曾川町でも一度開催するというのは、またこの後も機会はあると思いますので、そういった形で、木曾川町長さん、よろしいですか。

○山口 昭雄副委員長

はい、結構です。

○丹羽 厚詞委員長

それでは、そういうことでありますので、よろしくお願い致します。

○浅田 清喜委員

この一宮のスポーツセンターというのは、駐車場は確保されているんですか。

○伊神 正文事務局課長

駐車場は有料になっておりますけど、委員さんにおかれましては、駐車券といたしますか、そちらの方をまた通知させていただきますので。

○丹羽 厚詞委員長

というよりも、負担の話ではなくて、いっぱいになってしまわないかという不安ではないかと思うんです。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたしました。ほかの行事との兼ね合いもありますので、一概には言えませんが、平日ですので、大丈夫かと思えます。

○丹羽 厚詞委員長

ただ、もしいっぱいになったようであれば、例えば、こっちにも駐車場ありますとか、そういった案内はできればしていただきたい。

○伊神 正文事務局課長

事務方の方でするようにいたします。

○丹羽 厚詞委員長

では、そういうことでよろしく申し上げます。

本日本日予定しておりました議題は以上でございます。

長時間にわたり熱心なご討議ありがとうございました。

午後 6 時 2 0 分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

会議録署名委員 丹 羽 厚 詞 (自署)